

豊中共創棟B コモンスペース使用細則

（趣旨）

第1条 この細則は、大阪大学豊中共創棟B コモンスペース規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、大阪大学豊中共創棟B コモンスペース（以下「本施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（使用日）

第2条 本施設は、次の各号に掲げる日を除き使用することができる。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) 規程第4条の管理者（以下「管理者」という。）が指定した日

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる日に使用させることがある。

- (1) 本学が主催又は共催で行事等を実施するとき。
- (2) その他管理者が適当と認めたとき。

（使用時間）

第3条 本施設の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 管理者が適当と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、同項の時間以外に本施設を使用できるものとする。

（占有使用の申請）

第4条 本施設中、別表に掲げるスペースは、日時指定のうえ使用（以下「占有使用」という。）することができる。

2 別表に掲げるスペースを占有使用しようとする者は、あらかじめ所定の方法により申請し、管理者の許可を受けなければならない。ただし、学外団体等が主催する講演会、研究会等での使用は、本学と共催で実施するもので、かつ、本学教職員を学内責任者として指定する場合に限るものとする。

（使用料）

第5条 学外団体等が主催する講演会、研究会等で本施設を使用するときは、別表に定める使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

（使用者の注意義務）

第6条 使用者は、規程、細則及び別に定める使用要領を遵守し、本施設の施設、設備、備品等を常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(使用の中止等)

第7条 管理者は、使用者が規程、細則、使用要領及び使用許可条件に違反したときは、使用を中止、又は占有使用許可を取り消すことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学において特別の必要が生じたとき及び本施設の運営上特に必要があるときは、使用を中止させる、又は占有使用許可を取り消すことがある。

第8条 占有使用者は、占有使用の許可を受けた後、使用日時を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに届け出て、管理者の許可を受けなければならない。

(損害弁償)

第9条 使用者が、故意又は過失により本施設の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失し、若しくは使用許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、これを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、本施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和8年1月14日から施行する。

別表

名称	使用料 (1日あたり) 消費税を除く	備考	(参考) 面積
1～2階 レセプションステップ	16,500 円	使用時間： 8時30分～21時	103 m ²
2階 パブリックスペース	8,250 円		44 m ²
2階 プレゼンテーションスペース	11,000 円		53 m ²
2階 イノベーターズクラブ用スペース	8,250 円		49 m ²
2階 個別ブース1	8,250 円		1 m ²
2階 個別ブース2	8,250 円		2 m ²